

令和7年度小松市予算書

(2025年度)

一般会計

特別会計

国民健康保険事業

介護保険事業

公債管理

産業団地事業

後期高齢者医療

企業会計

水道事業

下水道事業

国民健康保険小松市民病院事業

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第 1 号	令和 7 年度小松市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和 7 年度小松市国民健康保険事業特別会計予算	17
議案第 3 号	令和 7 年度小松市介護保険事業特別会計予算	21
議案第 4 号	令和 7 年度小松市公債管理特別会計予算	25
議案第 5 号	令和 7 年度小松市産業団地事業特別会計予算	29
議案第 6 号	令和 7 年度小松市後期高齢者医療特別会計予算	33
議案第 7 号	令和 7 年度小松市水道事業会計予算	37
議案第 8 号	令和 7 年度小松市下水道事業会計予算	41
議案第 9 号	令和 7 年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算	45

議案第 1 号

令和 7 年度小松市一般会計予算

令和 7 年度小松市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 53,810,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月21日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		17,620,000
	1 市民税	8,070,000
	2 固定資産税	7,460,000
	3 軽自動車税	364,000
	4 市たばこ税	710,000
	5 入湯税	40,000
	6 都市計画税	976,000
2 地方譲与税		392,000
	1 地方揮発油譲与税	79,000
	2 自動車重量譲与税	256,000
	3 森林環境譲与税	46,000
	4 航空機燃料譲与税	11,000
3 利子割交付金		18,000
	1 利子割交付金	18,000
4 配当割交付金		90,000
	1 配当割交付金	90,000
5 株式等譲渡所得割交付金		155,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	155,000
6 法人事業税交付金		318,000
	1 法人事業税交付金	318,000
7 地方消費税交付金		2,917,000
	1 地方消費税交付金	2,917,000
8 ゴルフ場利用税交付金		56,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,000
9 環境性能割交付金		58,000
	1 環境性能割交付金	58,000

款	項	金 額
		千円
10	国有提供施設等所在市助成交付金	318,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	318,000
11	地方特例交付金	125,000
	1 地方特例交付金	107,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	18,000
12	地方交付税	8,650,000
	1 地方交付税	8,650,000
13	交通安全対策特別交付金	10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
14	分担金及び負担金	105,351
	1 分担金	20,740
	2 負担金	84,611
15	使用料及び手数料	686,127
	1 使用料	380,891
	2 手数料	305,236
16	国庫支出金	11,033,007
	1 国庫負担金	6,920,858
	2 国庫補助金	4,062,662
	3 国庫委託金	49,487
17	県支出金	4,766,222
	1 県負担金	2,812,170
	2 県補助金	1,546,474
	3 県委託金	407,578
18	財産収入	134,642
	1 財産運用収入	71,142
	2 財産売却収入	63,500

款	項	金 額
19 寄附金		千円 606,002
	1 寄附金	606,002
20 繰入金		969,522
	1 基金繰入金	904,167
	2 特別会計繰入金	65,355
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		780,826
	1 延滞金, 加算金及び過料	20,004
	2 預金利子	836
	3 貸付金元利収入	226,881
	4 雑入	530,766
	5 受託事業収入	2,339
23 市債		4,001,300
	1 市債	4,001,300
歳 入 合 計		53,810,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		361,222
	1 議会費	361,222
2 総務費		5,019,652
	1 総務管理費	4,136,898
	2 徴税費	433,914
	3 戸籍住民基本台帳費	226,096
	4 選挙費	137,039
	5 統計調査費	49,615
	6 監査委員費	36,090
3 民生費		19,954,916
	1 社会福祉費	8,940,516
	2 児童福祉費	10,080,496
	3 生活保護費	892,904
	4 災害救助費	41,000
4 衛生費		3,234,203
	1 保健衛生費	1,265,901
	2 環境対策費	1,331,691
	3 水道費	51,963
	4 病院費	584,648
5 労働費		18,830
	1 労働諸費	18,830
6 農林水産業費		1,237,026
	1 農業費	890,100
	2 林業費	323,765
	3 水産業費	23,161
7 商工費		1,004,458

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	1,004,458
8 土木費		6,306,346
	1 土木管理費	101,900
	2 道路橋りょう費	2,282,405
	3 河川費	271,259
	4 都市計画費	944,348
	5 下水道費	2,052,774
	6 飛行場費	480,966
	7 住宅費	172,694
9 消防費		1,891,234
	1 消防費	1,891,234
10 教育費		8,863,963
	1 教育総務費	1,602,034
	2 小学校費	1,370,213
	3 中学校費	494,418
	4 高等学校費	481,525
	5 社会教育費	1,343,026
	6 保健体育費	2,125,857
	7 大学費	1,446,890
11 災害復旧費		466,750
	1 公共土木施設災害復旧費	396,750
	2 農林水産施設災害復旧費	70,000
12 公債費		5,441,400
	1 公債費	5,441,400
13 予備費		10,000
	1 予備費	10,000

款	項	金 額
		千円
	歳 出 合 計	53,810,000

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	公有財産跡地活用推進費	45,200

第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
未 来 型 図 書 館 づ く り 推 進 費	令和8年度	38,800
小 松 駅 東 地 区 複 合 ビ ル オ フ ィ ス フ ロ ア 運 営 費	自 令和8年度 至 令和32年度	小松駅東地区複合ビルオフィスフロア賃借に係る賃料及び共益費 1,833,448千円（令和8年4月1日から令和32年9月30日まで分）に物価変動、経済状況等による共益費並びに消費税及び地方消費税の変動に伴う額を増減した額。 ただし、契約の終期が令和32年10月1日から令和33年3月31日までの間となる場合は、「1,833,448千円（令和8年4月1日から令和32年9月30日まで分）」とあるのは 「1,833,448千円（令和8年4月1日から令和32年9月30日まで分）に令和32年10月1日から終期までの日数分の日割による額を加算した額」とする。
小 学 校 校 舎 等 改 修 費	令和8年度	421,900
尾小屋鉾山資料館周辺持続活性化費	令和8年度	80,100

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
未来型図書館費	189,500	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
庁舎設備改修費	5,700			
財産管理費	39,300			
芸術劇場管理運営費	2,000			
芸術劇場大規模改修費	58,800			
庁舎管理費	44,900			
スマートシティ・スマート市役所推進費	16,200			
市民センター改修費	177,700			
町内会等施設整備費	4,500			
デジタル通信センター運営費	12,600			
土地開発公社健全化促進費	90,000			
住民情報システム運営費	8,100			
私立こども園等整備費	52,800			

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公立こども園等整備費	2,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
認定こども園 だ い い ち 整 備 費	27,900			
児童センター施設整備費	2,400			
子 供 の 広 場 整 備 費	4,500			
墓 地 公 園 管 理 費	5,600			
ご み 処 理 対 策 費	69,200			
せせらぎの郷管理運営費	4,600			
土 地 改 良 費	39,400			
排水機場維持管理費	24,600			
県 営 土 地 改 良 費	106,300			
水 利 施 設 改 修 費	6,000			
農 業 振 興 費	1,400			
農 地 費	700			

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
憩いの森管理運営費	1,100	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
西俣キャンプ場管理運営費	1,100			
林道整備費	14,600			
林道管理費	7,000			
県営広域基幹林道整備費	53,100			
林業振興費	1,300			
漁港施設維持管理費	3,200			
企業誘致推進費	6,700			
スキー場整備費	40,000			
道路橋りょう整備費	877,900			
県営道路改良舗装費	10,300			
除雪機械購入費	15,000			
都市排水路整備費	151,600			

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
粟 津 駅 周 辺 整 備 費	154,000	普 通 貸 借 は 行 又 証 券 発 行	5.0%以内(た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	借入先の融資 条件による。 ただし、財政 の状況により 償還年限を短 縮し、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。
北陸新幹線建設推進費	27,000			
県 営 街 路 整 備 費	33,300			
公園施設リニューアル費	10,500			
駅周辺公共施設維持費	1,900			
コミュニティ供用施設 整 備 費	13,400			
基地周辺道路整備費	52,400			
市 営 住 宅 等 管 理 費	10,500			
市営住宅等住戸改善費	14,800			
消防署・所施設整備費	34,800			
消防団活動装備強化費	6,000			
救急業務高度化推進費	6,100			
消 防 団 活 動 拠 点 施 設 整 備 費	10,200			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高機能消防指令システム整備費	238,600	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
消防資機材整備費	3,700			
急傾斜地崩壊対策費	800			
中消防署西出張所整備費	14,800			
I C T教育環境推進費	184,800			
小学校校舎等改修費	329,900			
教育バス購入費	3,800			
中学校校舎等改修費	33,800			
松陽中学校整備費	23,100			
市立高校管理運営費	9,700			
ひととものづくり科学館管理運営費	14,500			
文化財保存管理費	1,900			
芦城センター改修費	800			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
里山自然学校大杉みどりの里管理運営費	29,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
宮本三郎美術館管理運営費	5,300			
尾小屋鉱山資料館周辺持続活性化事業費	53,300			
こまつ曳山交流館管理運営費	5,600			
仙叟屋敷ならびに玄庵管理運営費	800			
スポーツ施設整備費	86,400			
地区体育館等整備費	1,500			
カヌー競技施設整備費	3,800			
学校開放推進費	61,100			
末広体育館改修費	44,700			
過年発生農林水産施設災害復旧費	70,000			
過年発生公園施設災害復旧費	178,100			
過年発生道路災害復旧費	45,800			
計	4,001,300			

議案第 2 号

令和 7 年度小松市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度小松市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,907,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 21 日提出

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		1,685,200
	1 国民健康保険税	1,685,200
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		6,246,607
	1 県補助金	6,246,606
	2 財政安定化基金交付金	1
4 財産収入		2,714
	1 財産運用収入	2,714
5 繰入金		935,605
	1 一般会計繰入金	736,649
	2 基金繰入金	198,956
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		37,772
	1 延滞金，加算金及び過料	21,001
	2 雑入	16,771
歳 入 合 計		8,907,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		217,949
	1 総務管理費	217,949
2 保険給付費		6,073,700
	1 療養諸費	5,225,200
	2 高額療養費	821,700
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	20,000
	5 葬祭諸費	6,500
	6 その他保険給付費	200
3 国民健康保険事業費納付金		2,483,075
	1 医療給付費分	1,773,138
	2 後期高齢者支援金等分	524,567
	3 介護納付金分	185,370
4 保健事業費		102,850
	1 特定健康診査等事業費	68,500
	2 保健事業費	34,350
5 基金積立金		2,684
	1 基金積立金	2,684
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		26,642
	1 償還金及び還付加算金	10,401
	2 繰出金	15,641
	3 第三者行為求償事務手数料	600
歳 出 合 計		8,907,900

議案第 3 号

令和 7 年度小松市介護保険事業特別会 計予算

令和 7 年度小松市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,646,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 介護保険料		2,304,000
	1 介護保険料	2,304,000
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		2,367,571
	1 国庫負担金	1,815,051
	2 国庫補助金	552,520
4 支払基金交付金		2,803,790
	1 支払基金交付金	2,803,790
5 県支出金		1,504,227
	1 県負担金	1,457,376
	2 県補助金	46,851
6 財産収入		3,806
	1 財産運用収入	3,806
7 繰入金		1,662,601
	1 一般会計繰入金	1,536,864
	2 基金繰入金	125,737
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		3
	1 延滞金，加算金及び過料	1
	2 雑入	2
歳 入 合 計		10,646,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 144,727
	1 総務管理費	87,427
	2 介護認定審査会費	57,300
2 保険給付費		10,069,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	10,062,000
	2 その他諸費	7,000
3 地域支援事業費		337,761
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	269,161
	2 包括的支援事業費	31,340
	3 任意事業費	37,260
4 保健福祉事業費		22,220
	1 保健福祉事業費	22,220
5 基金積立金		3,806
	1 基金積立金	3,806
6 公債費		600
	1 公債費	600
7 諸支出金		67,886
	1 償還金及び還付加算金	2,531
	2 繰出金	65,355
歳 出 合 計		10,646,000

議案第 4 号

令和 7 年度小松市公債管理特別会計予算

令和 7 年度小松市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,352,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 5,440,400
	1 一般会計繰入金	5,440,400
2 市債		911,800
	1 市債	911,800
歳 入 合 計		6,352,200

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 6,352,200
	1 公債費	6,352,200
歳 出 合 計		6,352,200

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理借換債	911,800	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	911,800			

議案第 5 号

令和 7 年度小松市産業団地事業特別会 計予算

令和 7 年度小松市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ276,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月21日提出

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 借入金		千円 600
	1 一般会計借入金	600
3 市債		276,200
	1 市債	276,200
歳 入 合 計		276,800

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理費		千円 89,700
	1 土地区画整理費	89,700
2 産業団地造成費		140,000
	1 団地造成費	140,000
3 公債費		47,100
	1 公債費	47,100
歳 出 合 計		276,800

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理費	89,700	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ
産業団地造成費	140,000			
産業団地事業借換債	46,500			
計	276,200			

議案第 6 号

令和 7 年度小松市後期高齢者医療特別 会計予算

令和 7 年度小松市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,033,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		1,469,900
	1 後期高齢者医療保険料	1,469,900
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		473,377
	1 一般会計繰入金	473,377
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		89,921
	1 延滞金, 加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	1,550
	3 雑入	88,361
歳 入 合 計		2,033,200

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 36,954
	1 総務管理費	36,954
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,886,033
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,886,033
3 保健事業費		108,662
	1 保健事業費	108,662
4 諸支出金		1,551
	1 償還金及び還付加算金	1,551
歳 出 合 計		2,033,200

議案第 7 号

令和 7 年度小松市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度小松市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	46,300戸
(2) 年 間 総 給 水 量	12,727,900m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	34,870m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
(ア) 拡張工事費	94,900千円
(イ) 改良工事費	735,900千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		2,677,700千円
第 1 項 営 業 収 益		2,377,237千円
第 2 項 営 業 外 収 益		300,376千円
第 3 項 特 別 利 益		87千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		2,404,400千円
第 1 項 営 業 費 用		2,290,271千円
第 2 項 営 業 外 費 用		90,483千円
第 3 項 特 別 損 失		23,646千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,047,100千円は過年度分損益勘定留保資金38,950千円、当年度分損益勘定留保資金479,669千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,481千円、減債積立金20,000千円、建設改良積

立金200,000千円及び震災対策積立金230,000千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	350,800千円
第1項 水 道 負 担 金	210,404千円
第2項 企 業 債	123,400千円
第3項 固定資産売却代金	110千円
第4項 出 資 金	16,886千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,397,900千円
第1項 建 設 改 良 費	1,043,164千円
第2項 企 業 債 償 還 金	254,736千円
第3項 投 資	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
川北揚水場 非常用自家発電装置更新費 (企業債)	令和8年度	310,000千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	123,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	123,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 167,049千円

(2) 交 際 費 195千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,077千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,698千円と定める。

令和7年2月21日提出

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

議案第 8 号

令和 7 年度小松市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度小松市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	33,228戸
(2) 年間総有収水量	8,349,254m ³
(3) 一日平均有収水量	22,874m ³
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 未普及解消事業費	462,642千円
(イ) 水質保全事業費	1,714,000千円
(ウ) 地震対策事業費	90,000千円
(エ) 浸水対策事業費	749,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第 1 款	下水道事業収益	3,958,600千円	
第 1 項	営業収益	2,648,595千円	
第 2 項	営業外収益	1,212,895千円	
第 3 項	特別利益	97,110千円	
支		出	
第 1 款	下水道事業費用	4,537,000千円	
第 1 項	営業費用	3,739,141千円	
第 2 項	営業外費用	487,059千円	

第3項 特別損失 310,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,375,400千円は過年度分損益勘定留保資金250,345千円，当年度分損益勘定留保資金980,149千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額144,906千円で補填するものとする。）

	収	入
第1款 資本的収入		5,953,400千円
第1項 企業債		4,132,550千円
第2項 国庫補助金		1,264,500千円
第3項 県補助金		42,000千円
第4項 出資金		350,738千円
第5項 固定資産売却代金		58千円
第6項 長期貸付金償還金		9,531千円
第7項 負担金		151,023千円
第8項 基金繰入金		3,000千円

	支	出
第1款 資本的支出		7,328,800千円
第1項 建設改良費		3,149,296千円
第2項 企業債償還金		4,162,379千円
第3項 投資		17,125千円

(企業債)

第5条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

公共下水道 事業債	1,360,900	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内（た だし、利率見直し方 式で借り入れる資 金について、利率 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率）	借入先の融資条件 による。ただし、 財政の状況により 償還年限を短縮し 、繰上償還をなし 、又は借換えをす ることができる。
流域下水道 事業債	26,000			
農業集落 排水事業債	90,200			
下水道事業 借換債	579,150			
資本費 平準化債	1,654,100			
下水道事業 特例債	145,200			
災害復旧 事業債	277,000			
計	4,132,550			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項投資に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 83,190千円

(2) 交際費 30千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は30,752千円である。

令和7年2月21日提出

小松市長 宮橋 勝 栄

議案第9号

令和7年度国民健康保険小松市民病院 事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	340床
(2) 入院患者数	延 83,770人
一日平均	229人
(3) 外来患者数	延 145,800人
一日平均	600人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	10,185,000千円
第1項 医業収益	9,505,642千円
第2項 医業外収益	679,357千円
第3項 特別収益	1千円

支 出

第1款 病院事業費用	10,635,000千円
第1項 医業費用	10,567,122千円
第2項 医業外費用	67,877千円
第3項 特別損失	1千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額368,000千円は過年度分損益勘定留保資金363,745千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,255千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,053,000千円
第1項 企業債	1,713,400千円
第2項 負担金	332,211千円
第3項 固定資産売却代金	789千円
第4項 補助金	6,600千円

支 出

第1款 資本的支出	2,421,000千円
第1項 建設改良費	1,760,000千円
第2項 企業債償還金	654,714千円
第3項 投資	6,286千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の 目 的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
建 設 改 良 資 金	1, 713, 400	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5. 0%以内(ただし ,利率見直し方式 で借り入れる資金 について,利率見 直しを行った後に おいては,当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件 による。ただし, 財政の状況により 償還年限を短縮し ,繰上償還をなし ,又は借換えをす ることができる。
計	1, 713, 400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(2) 医業費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4, 826, 089千円

(2) 交際費 250千円

(他会計からの補助金)

第9条 国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

国民健康保険調整交付金 15,641千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,317,875千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数量
取得する資産	器械備品	C T装置	一式
	器械備品	電子カルテシステム	一式

令和7年2月21日提出

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄